

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 河 内 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和5年3月8日（水）午後1時30分から 午後2時30分までの間	
開催場所	大阪府河内警察署 講堂	
出席者	委 員	後藤会長 森内委員 廣瀬委員 尾畑委員 岡本委員 西岡委員 金治委員 塚脇委員
	警 察	署長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長挨拶</p> <p>河内警察署協議会開催に際しまして、一言、御挨拶を申し上げます。</p> <p>河内警察署管内の治安の維持のため、昼夜を問わず警戒検挙活動に取り組んでいただいております、河内警察署の皆様には、その御苦勞に対して深く敬意を表します。</p> <p>先日、署長の御厚意により「若江立坑」の見学会を催していただいたことのお礼をこの場を借りまして申し上げておきます。</p> <p>誠に有り難うございました。</p> <p>さて、新型コロナウイルス感染症は、第8波は一息つき、今後、季節インフルエンザと同様に分類されるようです。</p> <p>世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻により人々が傷つき、更には子供を含む大勢の人が亡くなっておることは、心が痛みます。</p> <p>日本国内では、物価の高騰は、生活は苦しいばかりですが、河内警察署の皆様には、「市民が安心して暮らせるまち」の確立に向け、街頭犯罪の抑止、交通死亡事故の防止等に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>私達住民も「安全なまち河内」を目指し、警察・自治体等と連携しまして、地域安全活動に取り組んで参りますので、どうかよろしく願いいたします。</p> <p>結びになりましたが、日々温かくなりまもなく桜の季節となります</p>	

が、河内警察の皆様方の御健勝と御活躍を祈念しまして、私の挨拶とさせていただきます。

2 署長挨拶

まずはじめに、本年5月31日を持ちまして4期8年の任期を満了されます委員の皆様には、長きにわたり、警察署運営への御理解と御協力をたまわり、深く感謝申し上げます。

さて、前回の警察署協議会では、災害対策について諮問をさせていただきました。

災害は、いつ・どこで発生するか分からず、東日本大震災においても、突然の地震と津波等により、多くの命が奪われております。

大阪におきましても、近年の異常気象による局地的豪雨や、今後発生すると言われている南海トラフ巨大地震等、万が一に備え、常日頃から消防や自治体等の関係機関と連携を図りながら、災害対策を進めることが重要であり、警察としましては、今後も継続的な災害対策を推し進めて参りたいと考えているところであります。

本日の会議では、疑問に思われたことや、関心を持たれたこと、また、御意見や御感想などがありましたら、是非、お聞かせ願えればと思っておりますので、よろしく願いをしまして、私の挨拶とさせていただきます。

3 議事

- (1) 遺失拾得について（会計課長）
- (2) 広聴相談について（総務課長）

4 質疑応答

【委員】

先程、会計課から御説明がありました、遺失物のことについてですが、詳しく分からないので教えていただきたい。

1年間の遺失物の件数をみますと、かなり多くの件数であるみたいなので、正直びっくりしました。

ゴミのように不法投棄のような落とし物というか、故意に置いている形、例えば農業をやっていて農地にゴミを置いていく不法投棄のようなものがあります。

敷地内に置いているものについては、取扱い方法がまた違うと聞いたことがあって、今と昔と違って変わっているか分かりませんが、現在そのような取扱いについて教えていただきたいです。

もう一点、近くのコインパーキングがあって、明らかに盗難車と思われる車がずっと1年近く駐まっています。

おそらく、警察の方々と相談のうえ、対処する方法をとっていると思いますが、ガラスが割られていたり、タイヤがあつたりなかったりしていますが、ああいったものは落とし物としてではないですが、道路上ではない場合、土地の所有者はすぐ対応できず困っています。

そういった場合、負担を軽くして対処できる知恵があれば教えていただきたいです。

【警察】

結論から申し上げますと、その時の状況によって判断するという事です。

遺失物の定義は曖昧な部分があり、路上で歩いている時、知らない間に落としているというのは、遺失物になります。

道路上の落下物の話ですけれども、この場合も遺失物の定義に当てはまるのですが、それぞれ処理する方法が変わってくるというイメージを持っていただけたらよいのではないかと思います。

不法投棄かどうかについては、現場の状況を見て判断しますので、連絡いただければ対応させていただきます。

【委員】

ありがとうございました。

【警察】

不法投棄について、追加説明させていただきます。

ゴミを違法に投棄すれば、廃棄物処理法違反になり、撤去に関して言えば、捨てられた場所の管理者が行わなければなりません。

ただし、私有地であれば管理者が管理権に基づいて処分して下さいということになります。

駐車場等の放置車両に関しては、盗難車両であればすぐに処理できるのですが、そうではない車両で、持ち主に連絡がつかない場合は、時間がかかってしまうこともあります。

【委員】

マンションのゴミ問題なのですが、基本的に民間同士の問題だと思うのですが、比較的大きいマンションでしたら、常時管理人さんもおられて、ゴミ出しなんかもしっかりされていると思うのですが、そうではなくて、ワンルームマンションで入居されている方がベトナム系や中国系の方が多くて、ゴミ出しなんかもちょうんとされてないです。

うちの周りでも集中的にカラスが集まってきて食い散らすという状況をよく見えています。

議事概要

マンションには、一応管理者の番号が書いているので、連絡するのですが「はいはい分かりました。また対処します。」というような返事が返ってきますが、対処改善されていない状況です。

そういう場合に、警察が公権力として、電話でもしていただければ相手にもプレッシャーがかかってくると思うのですが、警察としては、どのくらいの介入ができるか、全くできないのか、電話くらいはできるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

【警察】

基本原則としては自治会、マンションの管理組合の方で解決していただくのが一番と思っています。

ただし、管理組合のお話の中での範囲を超える用件につきましては、脅迫等の刑法犯に該当する場合がありますので、その場合は刑事課の方で対応させていただくとか、制服の警察官が直ちに現場に出向いて、早急に状況を調査させていただく場合もあると思います。